14　「郵便送金指図に関する電子データ」とは、電子的手段によって一の指定された事業体から他の指定された事業体に送付されるデータ（郵便送金指図の実施、調査請求、住所の変更若しくは訂正又は払戻しに関するもの）であって、郵便送金指図又は郵便送金指図に関連する要求の状態の変更を示すものをいい、指定された事業体によって入力されるか指定された事業体の情報システムによって自動的に生成されるかを問わない。

15　「個人情報」とは、差出人又は受取人を特定するための情報をいう。個人情報は、その収集された目的のためにのみ利用することができる。

16　「郵便情報」とは、郵便送金指図の送達及び追跡、統計並びに集中清算制度のために必要な情報をいう。

17　「電子データ交換（ＥＤＩ）」とは、連合のシステムと互換性のあるネットワーク及び標準様式を用いて行われるコンピュータの間における業務に関する情報の交換をいう。

18　「差出人」とは、指定された事業体に対し、連合の文書に従って郵便送金指図を実施するよう指示を与える自然人又は法人をいう。

19　「テロリストに対する資金供与」とは、テロリズムの行為、テロリスト及びテロリストの組織への資金供与をいう。

20　「利用者の資金」とは、差出人により現金で振出側の指定された事業体に払い込まれ、振出側の指定された事業体に開設された差出人の口座より払出登記され、又は他のあらゆる安全な送金手段により支払われる金額であって、この約定及びその施行規則に従い差出人が指定した受取人への払渡しを目的として、差出人により振出側の指定された事業体又は他の金融機関のため用意されたものをいう。

21　「振出通貨」とは、名あて国の通貨又は振り出された郵便送金指図の名あて国が認めている第三通貨をいう。

22　「振出側の指定された事業体」とは、連合の文書に従い、郵便送金指図を払渡側の指定された事業体に送達する指定された事業体をいう。

23　「払渡側の指定された事業体」とは、連合の文書に従い、名あて国において郵便送金指図の実施について責任を有する指定された事業体をいう。

24　「有効期間」とは、郵便送金指図を実施し、又は取り消すことができる期間をいう。

25　「業務が利用できる拠点」とは、利用者が郵便送金指図を預け入れ、又は受け取ることのできる物理的な又は仮想の場所をいう。

26　「手数料」とは、受取人への払渡しのために、振出側の指定された事業体が払渡側の指定された事業体に対し支払う義務を負う金額をいう。

27　「取消権」とは、払渡しの時まで又は払渡しが行われていない場合には有効期間の満了の時まで、差出人が自己の郵便送金指図（郵便為替又は郵便振替）を取り消すことのできる権利をいう。

28　「取引先リスク」とは、契約の一方の当事者が債務不履行となるリスクであって損失又は流動性リスクをもたらすものをいう。

29　「流動性リスク」とは、取引先又は決済制度への参加者が、所定の期日までに債務の全部を履行することが一時的にできなくなるリスクをいう。

30　「疑わしい取引の報告」とは、指定された事業体が、自国の法令及び連合の決議に基づいて疑わしい取引に関する情報を自国の権限のある当局に提供する義務をいう。

31　「追跡及び特定」とは、郵便送金指図の進捗（しんちょく）状況を監視し、並びにその所在及び実施状況をいつでも特定することができる制度をいう。

32　「料金」とは、差出人が、郵便送金業務のため、振出側の指定された事業体に支払う金額をいう。

33　「疑わしい取引」とは、資金洗浄又はテロリストに対する資金供与という犯罪に結び付く一回の又は繰り返し行われた郵便送金指図又は郵便送金指図に関する払戻しの請求をいう。

34　「利用者」とは、この約定に基づいて郵便送金業務を利用する差出人又は受取人である自然人又は法人をいう。

第三条　事業体の指定

1　加盟国は、郵便送金業務を監督する責任を負う政府機関の名称及び所在地を大会議の終了後六箇月以内に国際事務局に通報する。また、加盟国は、自己のネットワークによって郵便送金業務を運営し、及び自国の領域において連合の文書から生ずる義務を履行するために正式に指定された事業体の名称及び所在地を大会議の終了後六箇月以内に国際事務局に通報する。大会議から大会議までの間における政府機関及び正式に指定された事業体の変更は、可能な限り速やかに国際事務局に通報する。

2　指定された事業体は、この約定に従い郵便送金業務を提供する。

第四条　加盟国の役割

1　加盟国は、自国の指定された事業体による不履行が生じた場合には、当該指定された事業体が連合の文書に従い他の指定された事業体に対して負う責任に影響を及ぼすことなく、郵便送金業務の継続の確保を図るため、必要な措置をとる。

2　加盟国は、自国の指定された事業体による不履行が生じた場合には、国際事務局を通じ、この約定の締約国である他の加盟国に対して次の事項を通報する。

2.1　指定された日から更なる通報があるまでの間における郵便送金業務の停止

2.2　新たな指定された事業体がある場合には、当該新たな指定された事業体の責任においてその業務を回復するためにとる措置

第五条　事業体の役割

1　指定された事業体は、他の事業体及び利用者に対し、郵便送金業務の実施について、責任を負う。

2　指定された事業体は、自国の法令に従い、業務リスク、流動性リスク、取引先リスク等について、責任を負う。

3　加盟国によって委託された郵便送金業務を実施するため、指定された事業体は、自ら選択する指定された事業体との間で二者間又は多数者間の取決めを行う。

第六条　郵便送金業務に関する資金の所属

1　郵便送金指図の実施のために現金で払い込まれ、又は口座より払出登記された金額は、それが受取人に払い渡される時まで、又は受取人の口座に受入登記される時まで、差出人に所属する。

2　郵便送金指図の有効期間中、差出人は、対応する金額が受取人に払い渡される時まで、又は受取人の口座に受入登記される時まで、当該郵便送金指図を取り消すことができる。

第七条　資金洗浄、テロリストに対する資金供与及び金融に係る犯罪への対処

1　指定された事業体は、自国の法令及び国際法から生ずる義務（資金洗浄、テロリストに対する資金供与及び金融に係る犯罪への対処に関するものを含む。）を履行するため、すべての必要な措置をとる。

2　指定された事業体は、自国の法令に従い、自国の権限のある当局に疑わしい取引の報告を行う。